

知っていますか？ 新しい**相続制度**

◆◇◆ 奈良地方法務局からのお知らせです ◆◇◆

令和6年4月1日スタート！

相続登記の申請が 義務化されます

- ※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります
- ※ 令和6年4月1日以前に発生した相続も対象となります

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

- 相続登記はお早めに！
今なら、**相続登記の免税措置**が、拡大されています
- 登記の手続は、法務局ホームページをご覧ください
- 登記の手続は、**専門家である司法書士へ依頼**することも、ご検討ください



新制度について、
詳しくはコチラ！



登記手続について、
詳しくはコチラ！



奈良司法書士会
ホームページはコチラ！



あなたの相続手続をサポートする制度があります。裏面もぜひご覧ください。

奈良地方法務局

〒630-8301 奈良市高畑町5-5-2番地 奈良第二地方合同庁舎 Tel (代表) 0742-23-5534

